

海没した「島」の伝説にみる移民伝承

林 英 一

一、はじめに

日本は海に囲まれた地震国であるために古来、津波被害を何度も受けてきた。このような地理的状況のためか、海に沈んだ「島」に関する伝承・伝説が各地に散見する。筆者はすでに、伝説の構成や成立についての検討を試みている〔林 二〇一三〕。「島」の海没伝承・伝説は災害伝承の一つとして捉えることができるだろう。実際に『訂正越後頸城郡誌』には「直江津ノ沖ヨリ西浜海岸ニハ往古七ツノ小島アリケルニ、是モ何レノ世ノ津波ニカ欠崩レテ今ハ跡タエタリと雖モ、海底ニハ往時ノ嶋ノ台残レリト云」と記されており〔越後頸城郡誌刊行会 一九六九二五七〕、時代は定かではないが、津波被害によるものと思われる島の海没が採録されている。中村幸一の「序」によるならば、『訂正越後頸城郡誌』は旧高田藩士が明治三十四年に編集を終了させ、文学者の相馬御風と歴史家の布施秀治が校閲訂正をしたものであるという〔中村 一九六九 一〕。明治時代において語られていた災害伝承の記録といえよう。笹本正治は「災害文化と伝承」の中で、「伝説はそれになまつわるモノを目前にして語る。昔話が広くどこでも語られるのに対し、伝説は地域の実在のモノに関係して語られるだけに、地域の人々に災害を思い起こさせ、防災意識を高める手段としてもこれを語り伝えることが重要である。伝説は災害の記念碑としての意味を持つのである。」と述べる〔笹本 一九九八 七二〕。直江津沖の島については、実際に目の前の事物と結びつけ

ることはできないが、「往時ノ嶋ノ台残リト云」との形で、事物との結び付けがなされているといえる。常光徹も「伝説と昔話」の中で、「事物に結びついて語られる」という特徴は、伝説に共通する指標」とし「常光 一九九九 五四」、伝承・伝説は結び付けられた「モノ」によって、過去の歴史を再認識させるということができると海没し、その痕跡もない「島」の伝説はどのように捉えたらよいのであろうか。海没した「島」に関する

伝承・伝説は、ほとんどの場合、他の伝承や伝説とは異なり、直接的に事物を目の前に行うことは不可能である。それでも、いくつかの島で伝承・伝説を基にして海底調査がなされ、海底遺跡が確認されている。その意味では「モノ」と結びつかなくても、伝承・伝説それ自体だけで、災害という事象を伝えることがあるということではできよう。それだけ災害を被った記憶が大きかったといえるかもしれない。そしてこの場合、過去の事象の再認識は語りだけを通してなされたといえる。しかし海没が確認されたのは一部であり、特に、伝説を伴う「島」の海没の痕跡は発見されていないのが現状である。なお本論では、島の海没のみ伝えるものを伝承、それに伴う物語を伝説として便宜的に区別する。

加藤知弘は「瓜生島と沖の島について」で、一九七七年に「大分自然を守る会」よって行われた海底調査の結果について述べているが、瓜生島の遺跡は発見されなかったようである「加藤 二〇〇四 八」。高麗島については、坂田邦洋も「高麗島の伝説」の考古学検討」として、伝説を裏付けるための海底調査を行ったが、遺跡を発見することはできなかったという「坂田 一九八一 六四五」。海底調査は大がかりであり、費用も莫大であろう。しかも具体的に場所が特定されない中で調査であるため、確認するのは難しいことは承知である。そのためこれをもって島の海没がなかったと結論付けるのは早計ではあるが、海底調査で痕跡が確認できないことは、伝承の史実性を疑わせることになる。

柳田國男は「高麗島の傳説」で、「有りもしない高麗島の話などをかつぎだして、人を面白く惑はしめたのは何

者か」と問題提起をした「柳田 一九六九 三九五」。柳田は高麗島をはじめとする、海没島の伝説の成立について論じているが、高麗島は「有りもしない」と断じているのである。一方で、島の海没に関する伝説については「是を単なる伝播であり、保管であると見ることは許されない」とも述べており「柳田 一九六九 三九二」、このような伝説をどのように捉えるべきかとの問題はかなり難しそうである。

伝承・伝説は、過去に起きたことが語り継がれているものであるとするならば、柳田のいう「有りもしない」とはどのようなことであろうか。伝説を有する島の海没が確認できないことを考え合わせるならば、災害伝承・伝説といっても、それは、我々が今考える「災害」とは必ずしも言い切れないのではないか、つまり自然の力による人的被害のみを伝えるためのものとはいえないのではないかと疑問が生じるということである。筆者はこの伝説の成立の背景の一つに、「移民」の問題があるのではないかとすでに指摘している「林 二〇一三」。

山本節は「島嶼陥没の伝承」で、高麗島をはじめとする各地の伝承を取り上げ、伝説の構造的な分析を行ったが「山本 二〇〇二」、これらの伝説の最後に「神社を作る」などの話しが付随しているものがあるために、これら伝説の性格の一つとして「各地における民俗神の遷座縁起の性格を有する」と指摘する「山本 二〇〇二 一三」。山本節はこれを「遷座縁起」として捉えているが、伝説には遷座の物語はないが、子孫がいると伝えるものも多い。するとそれは単なる遷座縁起としてだけではなく、「移民」の問題としても捉えられるのではないか。山本も移民の可能性は指摘している「山本 二〇〇二 二二」。本論は海没した「島」の伝説から「移民」の問題について検討するものである。

二、遷座縁起としての伝説

「遷座縁起」とは、祭祀対象が特定された他所から遷され、その土地で祀られるようになった経緯を示したもの

である。

徳島に横井希純が記した『阿州奇事雑話』がある。新編阿波叢書編集委員会による「解説」によると、横井希純という人物は寛政の頃の人と考えられるが、その履歴や、『阿州奇事雑話』の成立年代は不明であるとのことである。「新編阿波叢書 一九七六 一」。「阿州奇事雑話」は横井希純が耳にした奇事を書き記したものであり、魼物・景観・仏事・神事・人事・植物・異変・動物と多岐に渡る記述がある。その中で「お瓶地変」として伝説が紹介され、「お瓶地変」は「異変」に分類されている。

其の昔足利公方御治世の末（此の年曆詳ならず寛政中にて凡二百数十年三百年に及ふべし）に勝浦郡小松島浦の沖手に今の御瓶と云波石の辺南手地続にて其の頃は御瓶千軒とて繁昌の浦辺にて蛭子の宮（此の蛭子の宮は今福島に移るといふ）を氏神とし祭りたりしに、或時神託有りて蛭子の御顔赤くなれば（或説に蛭子の社に蛭子の絵馬有り此の顔の赤くなるとの事也）此の所大に変有るべし、其の時は、はやく立去て命を助かるべしとの御告有りしとて浦人言談し二三人宛廻りく日々朝参詣しけれども先変りし事もなく年を経けり、其の内に折節他処より盜賊此の所へ込み此の神託を聞伝へ盜共打寄評しけるはさる事の有るべきに非ざるに浦人共の愚にも是を信じたと見へたれば能き計謀こそあれとて彼の盗人の内一人其の夜深更に及て密に社内へ忍入蛭子の御顔を朱にて塗りさあらぬ体になし置しに、其の翌朝例の浦人参詣し是を見て大に驚きすは今こそ誠に蛭子の御顔赤く成たりと浦中へ知らせ皆々蛭子の宮へ至り見るに違もなく甚赤し、今にも予ての神託の如く地変有るべし、先づ金銀財宝の軽き品を取集め兎角人々の死亡なきを第一にして片時も他所へ逃れ行くべしとて一人も残らず思々に立退たる跡へ盜賊共得たり賢しと入込み心の俣に盜取逸去と有り、尚慾深き盜は居残しも違なく其の夜に大風震動し大地震するやら蝶とやら龍とやらむか飛ぶとやら大浪も打來り、一時に此の御瓶

千軒の土地大変有りて海となり跡には御瓶といふ波石六つ七つ有り（後略）。〔横井 一九七六 八四～八五〕

ここで紹介した伝説の構成は、九州・四国で見られる島の海没伝説に共通する形である。『阿州奇事雑話』では「お瓶」は波石とのことであり、島名は記されていないが、『阿波の伝説』では、「亀島」となっている（『阿波の伝説』二二二～二二六）、しかし現在では「お亀磯」として地元では語られているようである。「お瓶事変」は、あくまでも「異変」として採録されたものであり、厳密な意味で遷座縁起としての記述はないが、「此の蛭子の宮は今福島に移るといふ」との一文が、島にあった神社の遷座を表している。「福島」とは亀島があったとされる対岸の徳島市内に現在でも地名が存在し、そこに四所神社がある。『阿波誌』ではこの四所神社がお亀磯から逃げてきた人が祀ったとする。

『阿波誌』は笠井藍水が『阿波志』を和訳したものと「序言」で述べ、最後に「昭和六年」とある〔笠井 一九七六 四〕。笠井は「序言」で、また「阿波志は文化の頃、蜂須賀藩に於て儒員佐野之憲に命じて編纂せしめたもので、従来阿波郷土誌の實典として絶対的價値を有して居つたものであるが、寫本であつた爲に少数特志者のみが閲覽し得るに過ぎなかつた。」と述べ〔笠井 一九七六 四〕、和訳の元となる書が寫本であつたことがわかる。そのため写本の段階で誤写もあつたことも推察されるが、その内容は『阿波誌』によるしかない。ところで『阿波誌』には「阿波志序」も和訳されており、その最後に「文化十二年」と記されている〔笠井 一九七六 二二〕。文化十二年は一八一五年である。

この『阿波誌』の「卷之二」に「四所神社」の項がある。「福島に在其神四、曰く武甕槌命、齊主命、天津兒屋根命、姫太命、舊御甕洲に在り文祿中蕩盡し海と爲る舟人載せて以て此に至り遂に之を祀る時に祀職辻勝朝鮮に従軍と云ふ。」と記されており〔笠井 一九七六 五三〕、明らかに遷座縁起の伝承記録である。リアルタイムの記録

ではなく、また管見の限り記録が見当たらないので、伝承を記録したものと解釈し、これを「伝承記録」とする。また「巻之三」の「亀磯」では、「津田港口の南に在り岸を距る一里許り俗に御甕と呼ぶ昔漁村たり文禄中沈〇あり沈で海と爲る民、福島築地に移る」とある。「笠井 一九七六 五三」。以上のことから、寛政年間にはすでに亀島の海没伝説と、島内で祀られていた蛭子社が、福島に移されたことが語られていること、一九世紀前半には、四所神社が亀島から遷座されたものとして語られていたことがわかる。

また、遷座を明確に語っていないが、遷座を窺わせる伝説もある。『日本昔話通観』に、「長崎県下県郡美津島町小舟越」で採録された「島の沈む日」という伝説がある。

対馬のき三郎という青年が村のお地藏様に日参していた。友だちの若いもんがき三郎に、なんで日参しているのかをきいた。するとき三郎が言うに「このお地藏さんの顔がまっ赤になったらこの島は沈む」と。みんながき三郎のことを、馬鹿にして、「あー、ありゃおかしいことを言う。あいつをびっくりさせてやろう」と言うって、お地藏さんの顔に何かを塗って、まっ赤にした。

前の日まではどうもなかったのに今日は、まっ赤になっているのでき三郎はびっくりして、「お地藏さんの顔がまっ赤になっている。この島は沈んでしまう」と船にお地藏さまをのせて、平戸のどこかに渡ったそうなの。そしたら、その島はその晩ズブツと沈んだそうなの。〔稲田・小沢 一九八〇 三二六～三二七〕

この伝説では、対馬に住む「き三郎」という人物が、地藏の顔が赤くなったら「この島が沈む」と信じており、「き三郎」を驚かそうと島民が地藏の顔を赤くしたために、島は沈んでしまったが、地藏の顔が赤くなったことを知った「き三郎」は地藏を連れて平戸に逃げたとされる。この地藏をどこに祀ったか記されていないが、「き三郎」

の信心深さを考えるならば、おそらくは平戸のどこかに祀つたに違いない。

一方、類話の記録としては、最も古いと考えられる『本朝故事因縁集』「巻之五」「薩州野間御崎明神」の項に、

唐土万里島仁王ノ像ヲ立テ、末世ニ至リ仁王ノ面赤成時島滅ト言伝フ。于時悪人アツテ仁王ノ面ヲ朱ニテ染ケレバ、島過半沈テ人皆溺死ス。此時期神舟ニ艘両手ニ持テ、薩州野間庄ニ飛来給、現松尾明神舟ノ守護神ト成給フ。異国本朝ノ舟、難風ニ逢ヒ漂波ノ時ハ立願祈誓スト云。「清兵衛書肆 一九九五 七七〜七八」

とある。本書の最後には「江戸青物町万屋 清兵衛 元禄二己巳歳三月吉辰 大坂 雁金屋 庄兵衛板」とあり、元禄二（一六八九）年に出されたものであることがわかるが、同型の伝説記録の初出である。須田千里による「解題」によると、「本書の著者は未詳。」であるという「須田 一九九五 四〇七」。採録された目的がわからないが、万里が島の伝説が元禄時代には語られていたことがわかる。この伝説において、海没した「島」から「仁王像」が飛んできて松尾明神となったという一文に着目したい。沈んだ万里が島から逃れた人によって運ばれてきたのではなく、自ら飛んできたという形になっており、同型ながら神の移動の記述においては上でみた伝説と異なっている。先に紹介したように、山本節は、この伝説において移民の可能性も指摘するが、一般的には、類話において「我が国に一般的な漂着神の観念の混入も見られる。」としている「山本 二〇〇二 一一」。山本は移民による遷座の背景に漂着神信仰の混入があるとみる。しかし遷座と漂着神とは全く異なるものである。主体が前者は人であるのに対し、後者は神にあるためである。亀島や対馬では、明らかに「島」から人の手によって神仏が持ち出された。福島に祀られた神は亀島で祀られていた神とされており、遷座としての性格が強い。しかし漂着神は、あくまでも「漂着」したのであって、どこからやってきたか不明であることに意味があるのではないか。そして、それが神と

しての性格を強くする信仰の一つの形であるといえる。筆者はかつて、地藏盆で祀られる地藏において、「湖に打ち上げられた」「川を流れてきた」「地面に埋まっていた」と説明されていることに對し、地藏の神威を高めるための説明であることを指摘したことがある。「林 一九九七」。実際には廃仏毀釈で遺棄されたものが、再び祀られたようであるが「林 二〇〇八」、それでも地藏の利益を強める働きをしていることには変わりはないであろう。このように「流れ着く」ことに大きな価値を認めることが、「漂着神信仰」である。どこから来たかわからないが自らやってきたということが重要なのである。

ところで、万里が島の野間明神は自ら飛来したことに着目するならば、漂着神的性格が認められる。しかし万里が島は、やはり悪人の仕業により、その結果、島が海没し、その際に飛来したとなっている。人の手を介したとの記述は見られないが、元いた場所が明示されているのである。「遷座」も神の移動が前提となるものであり、ここまで論じてきた段階において、漂着神的性格の混入を見出すことはできないと考える。

三、移民伝承として伝説を読み解く

(一) 逃げ先とその後

ところで沈んだ島の人々はどうしたのであろうか。先に紹介した『阿州奇事雑話』には「先づ金銀財宝の軽き品を集めて兎角人々の死亡なきを第一にして片時も他所へ逃れ行くべしとて一人も残らず思々に立退たる」と記述され、人々が離散したことがわかる。『阿州奇事雑話』『阿波誌』からは具体的に逃げた場所は特定できないが、「福島」に亀島で祀っていた蛭子社が遷座されたとの記述は、遷座が人の手によってなされることから、対馬の「き三郎」と同じように個人的に持ち出された神仏が、個人的に祀られるようになったことを想定させ、「福島」に逃げた人がいることを推察させるものとなっているが、これでは遷座と移民とを関連づけることは難しい。個人の移動

であつても「移民」であることには違いはないが、ここではあくまでも集団的移民を捉えたい。

別府湾にあつたとされる瓜生島の海没についての記述が、江戸時代の『豊府紀聞』にみられる。「解説」によると、『豊府紀聞』は『豊府聞書』を後世何らかの理由で改称したものらしく、これは異名同本だと考えられている」とあり「瓜生島」調査会 一九七七 一九二、また『豊府聞書』の「序」には、「豊府城之西郊に住む戸倉貞則なる人が、五百年間にわたる神社仏閣之興廢・祭祀之興亡市場開闢民居之移換等を記載し」たものとあり、元禄十二（一六九九）年のことである「瓜生島」調査会 一九七七 一九二～一九三。また加藤知弘によると、『豊府聞書』は「序の部分を除いて原本も写本も現存していない」とのことであり「加藤 一九九七 二」、『豊府聞書』の内容は、それをそのまま伝えると考えられる『豊府紀聞』しかない。その『豊府紀聞』の瓜生島に関連する部分を引く。

慶長元年丙申閏七月十二日晡時天下大地震。〈略〉勢家村二十余町北有名瓜生島。或又云沖浜町。〈中略〉其瓜生島之境内皆悉沈没而成澗底。因之不溺死者纔其七分之一或漂于小船。或乘于流家。或付于浮木。或寄于流櫃。五倫離散于互。激然流浮暫時而到西南山岸犬鼻辺。或又有到於蓬萊山等之高地免死者。〈中略〉於沖浜町流浮免死之人漸々到此境。雖然皆裸程無衣且飢食。故同十三日味爽求親族及交隣之好。来于勢家村之民家。於是時勢家之民人育之。又勢家名主往于府城白此事。於時城主早川主馬首憐愍其民人飢裸之難。即賜衣布米錢以扶持之。於勢家境内犀結茅屋使居之。再名沖浜町。沖浜及府中等民人凡死者七百八人。牛馬府之海辺村里皆如是。速見郡別府村沈没之。沖浜道場尽没竜王宮裏。故其無量寿画像流浮于海上而不知行方時道場五世之主周安。夢有僧告曰。道場尊像今在海岸。因之周安速到海辺求之果得其絵像。大喜奉府之許命。於新沖浜結茅屋安置之道場復旧。勢家法専、寺堂宇破壊。因之法泉寺五世住侶善西宮一字於沖浜道場之西再名法専寺。〈後略〉

「瓜生島」調査会 一九七七 一九一〜一九二

「解説」に従うならば、瓜生島が海没して約百年後に記された記録であり、その意味ではリアルタイムの記録ではなく、伝承記録である。かなり具体的な記述が見られるが、それがどれだけの正確さを持つものであるか疑問は残る。それでも、これを信じるならば海没による生存者は七分の一ほどで、あちらこちらに流れ着いたが、最終的に勢家村の人たちを頼り、城主より勢家村に居住することが許された。上の記述には「勢家村二十余町北有名瓜生島。或又云沖浜町」とあり、「瓜生島」が「沖浜町」とも呼ばれていたと考えられる。この件に関しては、加藤知弘も「府内沖の浜港と「瓜生島」伝説」において、いくつかの文献から自然災害があつた事実を確認し、その場所の特定を試み、「瓜生島」が沖の浜に後世の人々が与えた別称であつて、港町の所在した地形が海岸部から突き出た場所であつたので、「島」と呼んだのだと考えざるを得ない」と述べ、瓜生島が実は沖の浜であつたことを指摘する「加藤 一九九七 九」。

さらに着目したいのは、「於勢家境内犀結茅屋使居之。再名沖浜町」との一文である。瓜生島が沖の浜であるとするならば、瓜生島から逃れた人が、勢家村に居住区を認めてもらっただけではなく、その居住区に旧来の地名をつけたというのである。上記の史料は、「島」の海没と、移民との関係を示す史料といえよう。そしてこの史料が伝承記録であるとするならば、この村は、瓜生島からの移民によって形成されたことが、外部的に認識されていたことを示している。また沖浜道場で祀られていた尊像が海に流れ着いたことが僧の夢に出て告げられ、見つげられた。それで、沖浜道場が復旧したとある。ちなみに、『豊陽古事談』には「瓜生島道場」の項目に、

累世之住民植木氏深信「弥陀」欲成「道場」永正六年七月月「商船」到「大坂」謁「本願寺」之実如上人「剃髮」、成「弟子」。

名道正「観喜婦」本国与「瓜生島之民人」相議曰「之府主 蒙許命於瓜生島 營道場」佳俗呼云「瓜生島道場」。

とある「「瓜生島」調査会 一九七七 一九三三」。『豊陽古事談』は、「瓜生島」調査会による「解説」によると、「別府朝見の禪利万年山長松寺第十三世舜堂仙玉の手写本にして、宝暦十年十一月麻田識のはし書、及び安政四年九月仙玉識の叙を付し、終に仙玉編述の瓜生島・久光島考並に同地図を付載せるものにして、恐らく唯一の善本なりと信ず。」という「「瓜生島」調査会 一九七七 一九五」。江戸時代末の成立と考えられるが、もともと瓜生島道場が永正六（一五〇七）年に作られていたことを伝えており、その瓜生島道場にあつた画像が流れ着いて、沖浜道場が復旧したことになる。この言われについては、もともと自分たちで祀っていた画像ということを考えるならば、新天地への遷座の記録として捉えることもできるのではないか。

高麗島ではどうだろうか。柳田國男は「高麗島の傳説」で「下五島の本山村」「久賀島の蔵」に高麗島から逃れてきた人の子孫がいることを紹介している「柳田 一九六九 三八九」。また久保清は『五島民俗圖誌』に書き記した伝説には、島の海没だけではなく、逃げた人のことも語られている「久保 一九三四」。伝説は今までに紹介したものほとんど同じであるので、逃げ延びた話しの部分を紹介する。

逃れたものは、波の間に間今の蔵近くの、大野濱について、携へて來た祭神を今の宮田と云ふ所に祭り、其の近傍に住居した。其の當時飲用した水は今も高麗水と云つて幸泊の住民が飲用してゐる。祭神を祀つた宮田には、以前は婦人入るのを禁じて居た。其の後住民等は此の土地に不便を感じて、蔵方面へ移り住み、其の子孫は主として同郷の上の町と云ふ所に住んだ。其の子孫の一人だと云はれてゐる上村氏方には、その當時の高麗焼の茶碗を秘蔵して居ると云ふ。祭神はその後宮田から今の蔵の大師堂の側に移した。高さ三尺ばかりの石

佛がそれで現存してゐる。高麗島の有つたと云ふ所は「コーライゾネ」と稱ばれてゐて今尚家具類（陶器など）を釣り上げることがあると云ふ。「久保 一九三四 一九九〜二〇〇】

この伝説では、高麗島の海没を逃れた人は、久我島に辿りついたとされている。地図中で「宮田」との場所は確認できなかったが、「宮田」は神を祀っている場所であるために婦人が入ることが禁止されていた。そのためにか、不便を感じ、結局蔵方面に移り住んだ。その子孫は健在であり、証拠として「高麗焼」を秘蔵しているとある。高麗島の伝説では、逃げた子孫の逃げた先が明確に記され、その子孫の「実在」が語られている。しかし神を連れて逃げて遷座したとの話しにはなっていない。お亀磯について記述された『燈下録』にも同様の話しがある。

『燈下録』は元木芦洲なる人物の著であり、「解説」によると、成立年代や著者の履歴は不明であるが「新編阿波叢書編集委員会 一九七六 一」、芦洲が見聞した奇事や伝承が多く記録・採録されている。『燈下録』は元木芦洲が著してはいるが、草稿のままであり、友人の野口信為が浄書したものであることが、『新編阿波叢書』に所収された野口の「附言」によつてわかる。野口の「附言」の最後には「文化九申のとし三月」と記されており「野口 一九七六 二七九〜二八〇」、元木芦洲が文化九（二八二）年以前に見聞した奇事や伝承を集めたものといえる。『燈下録』には、「おかめ磯」とのタイトルで伝説が記されている。逃れた後の部分を紹介する。

かの老嫗の子孫今なを中田村に在りと云、実にもさる不思議を見し所なれば靈異あるはむべなることなり。

又板野郡別宮浦百姓の先祖、此おかめの裏より逡行て彼の村を開きしと云、彼の所の云ひ伝へなり、其の遺風にて耕作のいとま海舶をは運送して業の助けとす、（後略）『元木 一九七六 四二〇】

「かの老嫗」とは、「亀島」（『燈下録』では「おかめ千軒」の項目に伝説が採録されている）にあつた氏神の鳥居に鷲がとまり、狛犬の眼が赤くなれば、土地が崩れて海となるとの言い伝えを信じ、毎日確認のために氏神に参詣していた人物であり、言い伝えを信じなかつた若者がいたずらに狛犬の眼を赤くした翌朝に、それを見て驚き逃げたとされる。『阿波の伝説』では氏神の狛犬は鹿に似ており、鹿の目を毎日確認していたため、「お鹿ばあさん」とされている。

『阿州奇事雑話』では逃げた先はばらばらであつたと読めたが、『阿波誌』では福島への遷座記録がみられた。『燈下録』で着目したのは、「中田村」へ逃げた老嫗の子孫が今なお「いる」とされていること、「板野郡別宮裏百姓の先祖が、お亀磯から逃げて、その土地を開墾したと言ひ伝えられている」とされていることである。子孫の「実在」は高麗島でも語られていたことであり、遷座縁起を伴わず実在する人の出自として、島の海没伝説が語られているのである。

（二）村の開発伝承

さらに『燈下録』に見られる「又板野郡別宮浦百姓の先祖、此おかめの裏より逡行て彼の村を開きしと云」との一文は、開村伝承としても捉えることができる。

藪部寿樹は、『日本の村と宮座』の中で、中世に開発された村の伝承を村落神話、近世のものを草分伝承と区別するが、いずれにしても、村の開発にあたり、何等かの伝承が認められるというものであり、いくつかの事例を分析している。「藪部 二〇一〇」。藪部は、「村落神話とは、中世村落の草創に関する神話である。また中世村落の草創は、土地の開発に伴うものであるので、村落神話は開発神話、開発に関する神話的な物語でもある。村落神話は宮座の場で繰り返し語られ、また演劇的に再現されもした。村落神話は宮座集団の自己認識であり、宮座祭祀はそ

の自己再確認の場でもあった。」とし「蘭部 二〇一〇 一二五」、一方、「近世草創の物語は、あくまで世俗的な伝承として語られる。草分名主の古い由緒を物語るものとして語り継がれる。近世の草分伝承は、あくまでも人間的な昔語りであって、中世村落のように神話として表現されはしない。」とする「蘭部 二〇一〇 一四八」。蘭部は、中世・近世とでは、村の開発に伴う伝承の形が違うことを指摘する。『燈下録』の一文は、蘭部の定義による「あくまで世俗的な伝承として語られ」ているものである。「其の遺風にて耕作のいとま海船をは運送して業の助けとす」とあることも「世俗」性を示している。蘭部に従うならば、このような記述は「近世草創の物語」ということになるであろう。

『燈下録』は近世記録であるが、伝説では村の開発の具体的な時期については語られていない。一方、『阿波誌』には、四所神社について「舊御甕洲に在り文禄中蕩盡し海と爲る舟人載せて以て此に至り遂に之を祀る時に祀職辻勝朝鮮に従軍と云ふ。」とあった「笠井 一九七六 五三」。「朝鮮従軍」とは、秀吉による朝鮮出兵のことであろう。すると朝鮮出兵前に海没した島の住民が四所神社を祀ったことになる。島の海没は中世末から近世初期の話として伝えられているといえ、すると「板野郡別宮浦」の開発もその頃であったと推定できる。伝説の記録の初出は元禄二年であった。しかし瓜生島には伝説が確認されているにも関わらず元禄十二年の『豊府紀聞』には伝説の記録はない。『豊府紀聞』の元となった『豊府聞書』には採録されていなかったためであろう。『豊府聞書』に採録されていないとするならば、記録された当時、当所では伝説は語られていなかったことを推察させ、伝説が当地で語られるようになったのは、近世のことと考えられよう。そのために村の草創伝説が近世的であるとも考えられる。村の草創は個人的な行為であるとは考えにくい、すると島の海没伝説が、他所からやってきた人たちとの関係の中で成立したということはできないか。他所からやってきた人たちが、本論でいう「移民」を意味する。

ところで、地震学者の立場から、歴史地震の研究をしている宇佐美龍夫による『大地震』では、文禄年間の地震

の記録は、元年の下総、五年の豊後、京都および畿内だけとなっている〔宇佐美 一九七七 一三三～一三四〕。『阿波誌』に記述された「文禄年中」に徳島市「亀島」が津波で海没するほどの地震は確認できなかった。このことから、島の海没の史実性については疑問が残るものとなる。

そこで、坂田邦洋が指摘するような「幻の世界」が必要とされ、伝説化されたと考えられるのではないか。坂田は「高麗島伝説」の考古学的検討」の中で、「石像の面が赤くなったら島が沈んだという伝説は中国に起源があり、それが日本に入ってから少しづつ形を変えながら各地に伝えられていった。「高麗島の伝説」もその一つである。したがって高麗島は幻想の世界になればならなかった。ところがいつのころからか幻の高麗島と実在する高麗曾根を結びつけるようになっていった。」と述べる〔坂田 一九八一 六四八〕。坂田は高麗島の海底調査による遺跡が発見できなかったことを受けて、高麗島の伝説が伝播された地域に引き付けて成立させたとみる。すると坂田の指摘する「幻の世界」は、移民が自己正当化するために作り出した世界と考えることはできないか。筆者はすでにこのような世界を、心意的史実を反映したものであると指摘している〔林 二〇一三〕。海没してしまった「島」にはもどることはできないとの論理をそこに筆者はみる。

五、神仏の移動から見る移民の可能性

今までに紹介してきた伝説の中での遷座は、あくまでも個人的なものであった。しかし瓜生島に関しては、遷座の伝承記録は見られないが、移民について伝承記録が認められた。島の海没と移民との関連性は認められる。それでは遷座と移民との関係は認められるであろうか。『阿波誌』でも四所神社を祀ったのは個人であるように読み取れる。しかし『阿波誌』の「潮見寺」の項に、「亦北濱西山の麓に在り興正寺に隸す初め大瓶浦に在り天正中歿て海と爲る因て福島の南岸に移す寛永中此に移す」と記されている〔笠井 一九七六 九五〕。島にあった寺院が海

没後に、四所神社と同じ「福島」に遷されているのである。このことは、海没時において、「お亀磯」の住民の檀那寺的機能を持っていたものではないだろうか。すると、伝説上では個人の話しになつてはいるけれども、生き延びたとされる住民の移転があつたと考えるのが自然ではなからうか。するとそこに「移民」の存在を考えることができる。伝説としては個人が描かれているが、その背景に移民が認められるということであり、個人による遷座は、実は移民による遷座として捉えられるのではないだろうか。また高麗島の伝説においては、移民の話は見られるが、遷座についての話しはない。しかし坂田は「福江市久賀蔵の大師堂の一角に祀つてある高麗地蔵は高麗島から渡つてこられたお地藏様であるという」との報告をしている〔坂田 一九八一 六四七〕。高麗島では人々が逃れた話しも語られていたが、この伝承では、伝説と切り離されての報告である。地蔵についての伝承であり、遷座縁起と同様の意味合いを持つものと考えられる。すると移民の伝承はないが、島の海没を理由とした遷座の伝承は、背後に移民があつたことを示しているのではないか。

移民の説明はなくても、「島」の海没を理由とする神仏の移動は、移民の可能性を推察させる史料がある。『香川県神社誌』には香川県三豊市仁尾町にある磯菜天満宮の、島の海没に伴う遷座の記述がみられる。

初め天神山に鎮座ありしが、大浪の為め山も社も共に海中に没せり。依て康和年中磯菜島に再興す。應安四年時の代官より燈油田一段六十歩の寄進ありて寄進状現存す。山崎家の西讀を領するや、磯菜島四段六畝を免許し、藩主京極家亦先規に従ふ。世に磯菜天神と称へられ、神額は僧南谷の筆なり。現今の社殿は嘉永四年の改築にかゝる。磯菜島は仁尾八景の一にして名勝地の名高く春秋の候来島する者多し。〔香川県神社職会 一九

『香川県神社誌』は、香川県神職会が、香川県内の神社とその由来をまとめたものであるが、その由来の典拠が何にあり、また編集の目的については記述されておらずわからない。しかし少なくとも、編集当時（一九三八年）には、海没で神社が移動したが、康和年中（一〇九九年～一一〇四年）に別の場所に再興したとの伝承があったということがある。場所が移っているので、ここでの「再興」は「遷座」と同義として捉えられる。その経緯についてはわからないが、應安四（一三七二）年には、代官より燈油田を寄進された。もともと天満宮のあった島がいつ沈んだかわからないが、天満宮を奉祭する人たちによつて康和年中に遷座された。

『香川県神社誌』に記述されている寄進状が『新修仁尾町誌』に採録されている「仁尾町誌編さん委員会 一九八四 一四〇～一四一」。

御使源三（花押）

御寄進天神御燈田事

合壹段陸拾歩 在坪御館浦武延名内也、

右件御寄進田者、今天神毎月廿五日御燈油料地也、無懈怠、御燈油令勤仕、可領知者也、仍為後日沙汰、御寄進状、如件、

公文

應安四年^辛卯九月六日 御代官（花押）

「島」の海没との関係はみられないが、ここで注目としたいのは「島の海没↓神社の再興（遷座）↓燈田寄進」の図式である。神社の遷座は人の移動を背景にすると考えるならば、もともと天神社があった島は康和年中以前に

海没した「島」の伝説にみる移民伝承

海没したことを伝えたものであり。應安四年には燈油田を寄進されるだけの力を持っていたといえるのではないか。ところで藪部は「村落内身分の地域類型と讃岐国詫間荘」の中で、詫間荘では「一四世紀後期には個別村落が自立していた」とし「藪部 二〇〇八 八」、詫間荘の「惣荘名主座である浪打八幡宮の名主座の名が、「個別村落の名」の集合体というありかたを示して」おり、その理由として、「仁尾浦（村）の独自の動きが強い影響を与えている」と指摘する「藪部 二〇〇八 九」。ここで問題とする「天神」は仁尾にあり、「御燈田」の寄進は一四世紀後半である。藪部に従うならば、「仁尾浦（村）」は独自性が強かったという。その独自性は賀茂社によるものであろう。その中での「御燈田」の寄進がなされたということになる。『新修仁尾町誌』によると、「当初葛島が供祭所に設定され、のち対岸仁尾村をふくめて京都賀茂社の支配が及び、賀茂社分霊の勧請が行われるとともに、仁尾浦住人の賀茂社神人化がすんだものと考えられる」とあり「仁尾町誌編さん委員会 一九八四 一二三二、藪部は「仁尾賀茂神社の鴨社供祭人は、京都の鴨社に供物をおくる義務をもつとともに、同社の保護のもと、供祭を背景とした仁尾浦漁撈や舟運の特権を独占したものと思われる。一四一五年（応永二二）年、讃岐国守護細川頼之から海上諸役や兵船の供出を命じられていることからみて、仁尾浦供祭人の活動は中世後期においても継続していたものといえよう。」と指摘する「藪部 二〇〇八 七」。

つまり、仁尾浦は賀茂社の影響を大きく受けており、一四世紀後期には独自の動きをするほどの力をもっていた。天神社が「御燈田」を受ける時期は、藪部に従うならば、賀茂神人の力が強まる時代と重なるのである。すると天神社への「御燈田」は、領地支配者による賀茂神社勢力の牽制を目論んだためとは考えられなくもないが、「公文」とあることから、荘園として寄進したことを示している。天神社の再興（遷座）は、沈んだとする島からやってきた人たちが荘園を維持していた可能性があるのではないか。そしてその人たちは賀茂社の影響力を受けない存在として成長した。しかし、元は移民であったために、島の海没を自己存在の正当性のために持ち出したということか。

この島の海没に関する史実性を疑う理由がある。『香川県神社誌』には「大浪の為め山も社も共に海中に没せり」とあった。「大浪」は津波であろう。香川県は瀬戸内海側にある。島が海没するだけの津波の被害を受けるだろうか。山本尚明は「瀬戸内海における自治体の津波危険度に関する考え方およびその対応について―香川県の場合―」において、香川県の歴史的な津波記録は、「一七〇七年の宝永地震、一八五四年の安政南海地震および一九四六年の昭和南海地震の3つの南海地震津波に関する記録のみである。」とし「山本 二〇〇七 一七五」、その記録にも津波について記されているのは高松と庵治の2地点だけであるが、いずれも津波高は一・八メートルであったという「山本 二〇〇七 一八〇」。ちなみに康和元年に畿内で地震があり、「土佐で田千餘町皆海底に沈む」ような地震があったようである「宇佐美 一九七七 二三六」。しかし、南海地震での津波高が一・八mであるとすれば、全国的にハザードマップの見直しが進んでいるが、香川県も二〇一三年三月三十一日付で「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」を公表した。これによると、仁尾港の最大水位は三・三mとなっている。この想定によると、高松港は二・六m、庵治港は二・七mとされている。これらは最大クラスの南海トラフ地震を想定したものであり「香川県 二〇一三a」、歴史地震研究による結果よりも大きな数字となっているが、それでも仁尾港では三・三mである。もし天神山の海没が史実であるとするならば、地震による地殻変動による島の崩落を考えなければ、津波で一時的にせよ島が海没することは考えにくい。港ではなく、島であり、津波高もこれよりは低くなるであろう。仁尾港沖に現在では粟島・志々島があるが、香川県の色分けによる津波水位によるならば、島の南部海岸線だけに被害が想定されているのである「香川県 二〇一三b」。確かに津波の被害よりは地殻変動の可能性は考えられなくもない。しかし、移民として、「島」の海没という伝承が必要されたと考える方が妥当ではないか。もともと賀茂社の大きな影響下にあった仁尾の移民において、元いた場所の海没を引き合いに出すことで、移民の正

当化をはかつたと考えたい。さらなる正当化を図るために、移民が持ち込んだ神仏の神威を高めたことも考えられる。そこにはすでに賀茂社という強力な神が存在しているのである。神威を高めるために、神の移動に重点が置かれて語られたとするならば、山本が指摘する漂着神信仰の混入を考えることはできるだろう。

六、移民伝承の記録―五島―

中島功による『五島編年史 上巻』に興味深い記述が見られる。「自序」では、「古文書を写し旧記の一節を記載し、且は碑文等併録し」したものであり、「昭和十四年」の年号が記されている。「中島 一九七三 ページ番号なし」。「五島地域」に関係する古記録を丹念に、編年体で記述したものである。監修者は郡家真一であるが、郡家による「序」によると、「故中島功先生は長崎県諫早市出身」とのことである。「郡家 一九七三 ページ番号なし」。すると中島は、自分の出身地とは異なる五島に関心を持ち、その歴史や、地名由来などをまとめたことになる。その弘和三（一三八三）年の記事に次のようなものがある。

鬼宿ノ文字ヲ改メテ岐宿トス。

鬼宿ノ古サヲ攻タルニ、今三項を挙ゲン

一、鬼宿の鬼

鬼二就キテ、説ヲ聞クニ、鬼ハ先住民族ナリト。即チ、先住民族ノ開発セシ地ナルヲ意味スルカ。

二、岐宿、貝塚

先住民族開発説―鬼宿―ヲ証明スルガ如ク、コノ地、掛塚、坊塚（防か）ノ二ヶ所ニ貝塚アリ。然カモ、坊里ノ貝塚ハ、ソノ面積ニ於テ、誇ルニ足ルト云フ。

三、巖立権現ト阿比留姓

巖立ノ神名ノ因ル所、神社ノ起源タルヒアモリキ靈天降域ヒエズモリキたる。巖ヲ立テ、之ニ降神ヲ迎ヘタル、古ノ祭祀ノ名残ナラン。然モ、今、コノ型ノ社ハ対馬ニ現存ス。而シテ、コノ権現ノ神主阿比留姓と同姓ニシテ対馬ノ神主アリ。然カモ、コノ巖立権現ハ、対州ヨリ飛来リ給フト。ソレトコレ、対州ノ（ひもろぎひもありき）型ノ神社、岐宿権現巖ノ巖立権現、対州ヨリ飛来ノ伝説、兩地ノ神主阿比留姓の符号、然モ、コノ宮ノ別当寺ハ、今、廃寺トナルモ、本宮寺ト云ヘリ。現ニ六地藏存ス。（阿比留氏ハ対馬系ナリ）「中島一九七三 八三〜八四」

多分に中島の私見が加えられているが、古記録を編集したものとすれば、一四世紀前半に移民伝承の記録があつたことがわかる。ここで注目したいのは、五島に「先住民族がおり、先住民族によつて開發された」が、新たに入つてきた人たちが、再開発を行つたために、地名の変更が必要となつたと考えられること、そして「岐宿の巖立権現が、対馬から飛来した」との伝承があることである。この「先住民族」とは何を指しているのだろうか。中島は寛弘二年（一〇〇五）の項で、「青方ノ北ニ奈摩アリ、朝鮮由来ノ奈末ニ因ルトスルコト得シカ」と述べており「中島 一九七三 二八」、五島にもとは朝鮮系の人がいたことを示唆している。そして一四世紀の記録として「巖立権現が、対馬から飛来した」との記述があり、また対馬の神主が巖立権現の神主と同姓であることから、中島は対馬から五島へ人がやつてきたと考えている。すると朝鮮系の先住民族が住んでいた後に、対馬から渡つてきた人が再開発を行つたということになるだろう。ただし、古記録を編集したものとのことであるが、これらの記録の典拠については記述されておらず、確認できない。

さらに元龜二年（一五七一）の項で、「魚目ノ漁民、大値賀島深江ノ丸木ニ移住ス」とし、「是等ノ先ハ筑前浦賀

ノ者ニシテ屢々魚目沖ニ来リテ出漁シ遂ニその地ニ居付ケリ」とある〔中島 一九七三 一九三二〕。これは一六世紀の漁民の移住についての記録である。筑前から屢々漁に来ていた漁民が、ついに五島に定住したというものであるが、次節でみるように、この頃には筑前の漁民が各地に移住しているようである。

ここで紹介した中島による、五島の記録には高麗島に伝わる伝説に繋がるものはない。しかし伝説では、高麗島から五島へ移民した人のことが語られており、記録が正確なものであるとすれば、移民が伝説成立と関わりを持つとの仮説を立てることも可能であろう。そもそも「高麗」とは朝鮮を指すのではないか。このことから朝鮮方面から人が渡ってきたと解釈できるのである。上の史料では時系列的となっているが、必ずしも移民が時系列的であったとは限らないだろう。「高麗島」との島名がそのことを示している。朝鮮の方からやってきたという意味ではなかろうか。対馬も五島を中心に考えるならば、朝鮮方向となる。

七、移民の実態―舩倉島―

安土・桃山期に能登舩倉島へ移民した海士について、森田平次が『能登志徴 卷七』に記述している。『能登志徴』は、太田敬太郎の「能登志徴解説」によると、能登地方の「各郡の土地の遠近を方位に考えて郷村の排列を次第し、それぞれの町村に於ける名山・大川・勝区・舊蹟・神社・佛閣・城址・館跡・墳墓及び邑人の口碑伝説等、凡そ事の其地に起り、その地の係るものであつて、世に傳へ後に垂るべきと思ふ史實は、悉く之を地名の下に類聚羅織してある。」という〔太田 一九三八・一九六九 三九九〕。実際に村ごとに古文書を基にした歴史的記述構成となっているが、とくに「太田道灌編集による『能登誌』を中心に多くの古文書が用いられている」とある〔太田 一九三八・一九六九 三九九〕。由谷裕哉によると、森田平次（一八二三～一九〇八）は「幕末・明治期の郷土史家」とする〔由谷 二〇〇七 二二七〕。その『卷七』に、輪島の「海士町」に漁民が移住してきた様子が、「海士

の來歴」「舩倉島舊記に云」との項目で記されている。

○海士の來歴 此海士町には海士のみ居住して、毎年春八十八夜より舩倉島へ渡り、秋の彼岸終まで島に居て七ツ島等をかせぎ、鮑など多く取揚げ、島より直に諸方へ商へり。故に此海士町には、彼岸過より春八十八夜頃までならで居住せざるとなり。島へ渡りし跡は、村番頭とて一兩人巡番に残り、留守居して明家どもの縮をなせり。此海士はもと筑前金ヶ崎の者十三人、毎年彼舩倉島へ渡來て獵業せしが、高德公當國御領と成たりし後、御指留被_レ成。後輪島に居住命ぜられしが、十三人の者共追々蕃殖して、海士町とて一村と成、既に百餘戸に及べり。此河合町の浄土宗法藏寺の伴僧一人一集に渡り、島地の懸所に居住す。若死人などあれば葬禮執行へりと云。○舩倉島舊記に云、能登國鳳至郡輪島海士の濫觴を原ぬるに、人皇百十一代正親町院天皇御宇、永祿十二己巳年より有_二知人_一、始て筑前國上座郡金ヶ崎の漁人、能登國羽咋郡赤住村・鳳至郡吉浦村・皆月村へ漁業として春季來り、秋季歸帆する事連年也。然るに能登國は海濱多く、海岸の産業頗多きを以て、後陽成院天皇の御宇、文祿三甲午年より鳳至郡鵜入浦に借家して居留する事、凡二十二年の久敷星霜を重ねしに、元和三丁巳年又兵衛なる者、國の太守中納言利常卿に拜謁し、同郡光浦に往々居住し、漁業を營む事を訴訟す。君公之を許諾し給ひ、殊に彼又兵衛なる者は、本國に於て由緒ある者なれば、居邸等作事を命ぜられ、一同此地に居住し、舩倉島・七ツ島へ渡り漁業す。依而寛永二十癸未年舩倉島・七ツ島連上の御印書を賜る。然るに慶安二己巳年十月十六日、輪島鳳至町領之地内千歩程の地を賜り、此地に移轉す。此時檢地として島田勘右衛門・古澤加兵衛、其外見分の吏として數名出張せられ、地所引渡さる。寛文十庚戌年九月七日、國老寄合所より證書添翰を賜り、同十一年辛亥年拜領の地に一社を建立して、事代主命を勸請して、獵業繁營を祈請す。

〔森田 一九三八・一九六九 一三三〜一三四〕

これから、舢倉島で海士を行っている漁民は、もともと「筑前金ヶ崎の者」であり、輪島から季節ごとに渡って漁を行っていたが、高德公（前田利家）の時に、「御指留被成。後輪島に居住命ぜられし」が、その後人数も増え、「海士町」として一村をなしたとある。

一方、上の文中にある「舢倉島舊記」がどのような性格のものであるかわからないが、寛文十一年（一六七二）の記録があることから、それ以後に書かれたものであることは確かである。「舢倉島舊記」によれば、永禄十三年（一五六九）に、吉浦村・皆月村へ季節ごとに行ってきた漁を行っていたが、文禄三年（一五九四）に鶴入村の借家に居留するようになった。そして元和三年（一六一七）に前田利常から光浦への居住が認められたというものである。

どちらも「筑前金ヶ崎」から漁民が移住してきたことは共通しているが、「海士の來歴」では「高德公」、「舢倉島舊記」では「利常」が居留を認めたとあり、若干の違いはある。前者であるとすれば、「高德公」は前田利家のことであると考えられるので、江戸時代以前に、後者は「利常」によって元和三年に居留が認めたとになるが、実際には文禄年中には居留しているので、いずれにしても江戸時代直前に定住したことになる。また後者では、居留が認められるまでに「凡二十二年の久敷星霜を重ねし」とあることから、既成事実化した後に永住の正式許可を願い出たことになる。その後、慶安二年（一六四九）に、「輪島鳳至町領之地内千歩程の地を賜り、此地に移轉す」とされているが、「此地」が海士町であろう。

しかしこの例では、寛文十一年に、移住して八十年ほどして、ようやく神社の建立がなされる。遷座ではない。このことは野地恒有が「海の行動学」の中で、「出身地の神社が漁民の移住地域に勧請されたという例は、むしろ少ない。」と指摘する通りである。「野地 二〇〇八 二四五」。

ちなみに「舢倉島舊記」に見える地名、吉浦・皆月・鶴入・光浦は現在の輪島市にあり、とくに光浦は輪島市海

士町の近くにある。

なお、上の海士の移民を示す具体的な史料が残っている。

能州鳳至郡舩倉嶋・七ツ嶋海士役并舟役之事

一、銀子拾三枚

右毎年可出之也

寛文拾年九月七日（御印）

輪嶋町 海士中

乍恐海士又兵衛申上候

一、能州浦井七ツ嶋・舩倉嶋ニ而海士共ニ匏をとらせ年々御連上指上商買仕来申候、跡々者正二月中ニ御国へ罷越其年之暮ニ西国へ罷帰申候、然者匏も多御座候、其上数年居なし申ニ付而御国ニ有付申度奉存候、生国を打捨一門共召連鳳至郡之内嶋入村ニ借屋を仕罷在候、就其寛永式拾年筑前守様御入国被為成之刻、居屋敷拝領仕度旨今枝民部様迄能州御奉行衆様を以書付指上申候所、可被下御意之旨被仰渡難有奉存候、然共海近キ屋敷見立不申候故当分光浦村ニ式百五拾歩ノ所御座候を正保三年ニ御理申上先小屋懸を致十四軒ニかこひ罷有申候、海士男女せかれ共二人数百五六拾人御座候得者何共住居兼申候、其上、去年ヨリ御菓子熨斗・長熨斗被仰付、^{ママ}為御奉行御代官衆私小屋へ御越ニ而仕様被入御念候、子共罷有所むさく御座候間、居屋敷鳳氣至町輪嶋崎之間ニ山畑御座候千式三百歩程拝領仕、別家ニ小屋を作り御菓子熨斗以下きれい成処ニ而仕差上申度御座候、左様ニ御座候者、光浦村之御屋敷上可申候、海辺遠キ所ハ罷成不申候間、右之所拝領仕候様ニ御次手を以御老中様

海没した「島」の伝説にみる移民伝承

へ宜様ニ被仰上被下候ハバ難有忝可奉存候、以上

慶安貳年十月十六日

あま 又兵衛

嶋田勘右衛門様

古沢加兵衛様

箕浦五郎左衛門様

右之通御理申上候ニ付書付指上申候、以上

長沢加兵衛

嶋田勘右衛門

箕浦五郎左衛門

〔石川県立郷土資料館編 一九九〇 四四六〜四四七〕

この史料は慶安二年に出され、寛文十年に認められたものであり、光浦が海から遠いので、別の地への移転を願ったものであるが、自分たちが能登にやってきた理由と、光浦に土地を認められた経緯を記している。光浦での居住が認められた年代は「舩倉島舊記」とは異なるが、全体的な流れからみれば、「舩倉島舊記」の一文はこの史料を基にして書かれたことが推察される。この史料は筑前から能登への移民の記録であり、この史料の存在は、江戸時代成立前後に漁民の移住があったことを示している。

ところで、宮本常一による「梶田富五郎翁」は、明治時代初期に山口県久賀の漁師が対馬へ季節ごとに出漁し、対馬に永住するようになった話をライフヒストリー的に描いたものであり「宮本 一九七一」、漁民の移動は限られた時代だけのものではないことがわかる。また宮本は「放浪者の系譜」の中で、「海の漂泊者」との節を設け、

上で紹介した舢倉島の海士町への移民について、さまざまな史料を紹介している〔宮本 一九七一 二八二～二八三〕。さらに、船を家にした海上漂泊民について「よい漁場を見つけると、そこに住みついたが、死者があると遺骨だけは郷里へ持って帰った。どうしてこのような漂泊をしたのであろうか。一つは政治の外にしようとしたのではなかったか。政治の外に在るとは、税をおさめず夫役をつとめないことである。したがって権利は与えられない。他浦へいって、そこへエビス金というわずかばかりの金をおさめ、あとは付近で雑魚をひき、それを妻女がハンポウに入れ、頭にかねって農村を売りあるく。〔中略〕貧乏ではあったがどんだん人口もふえてゆき、そのため枝村を一〇〇も出したのであって〔後略〕」と述べ〔宮本 一九七一 二八四〕、このような漂泊民は九州・瀬戸内海に多いとする〔宮本 一九七一 二八三～二八四〕。

また野地は漂泊漁民ではなく、「自然的・経済的・社会的変動により漁業を続けることができない状況に陥ったとき、その土地に住み続けて対処するのではなく、別の漁場を求めて移動して従来漁法を続けることを選択するのが移住漁民の生き方である。」とし、「あくまでも定住生活を前提にしている。彼らは定住のために移動してきた漁民である。」と述べる〔野地 二〇〇八 二五五〕。漂泊民と移住漁民とはその生き方が根本的に異なるが、上で見てきた史料に見られる漁民・海士は、野地という「移住漁民」ということになる。しかしこれは史実としての移民の問題であろう。あくまでも伝説上においてはやむを得ず移民となったことが強調されているようにもみえる。

八、島の海没伝説と移民

野地が移民として定住した場合、出身地の神社を遷座しないことが多いと指摘し、舢倉島も同様であった。その点が移民伝承を伴う「島」の海没伝説と大きく異なることになる。瓜生島のように歴史的に明らかとされている島もあるが、伝説で語られている「島」において、その存在も海没の史実性は明らかにされていない。そしてこれら

の伝説が認められる「島」は九州・四国に遍在し、宮本の指摘する海の漂泊者の活動の場と重なることは偶然の一致であろうか。また宮本が指摘する、「エビス金」との言葉も気になるところである。島の海没を予兆する神仏が具体的に語られている伝説において、高麗島や対馬では地藏、万里が島は仁王、瓜生島では岩瀬博が五つの伝説を紹介しているが、それによると弁財天・一遍が彫った仏像・地藏・恵比須となつている「岩瀬 二〇〇三―四」。またお亀磯では蛭子であつたとの伝承が見られる。数としては少ないが、「蛭子（恵比須）」が予兆の対象神仏とされていることは重要である。中山太郎は「お亀磯由来記」の中で、『阿州奇事雑話』に採録された伝説から、「蛭子」の顔が赤くなることに對し、「我が國には、古くから、エビス神を漁の神として祭り、俗にエビス漁と稱して、漁師が海へ出て、一番初めに獲た魚を持ち歸り、それをエビス神の神體に塗りつける信仰が行はれている」と述べている「中山 一九九〇 三九一」。ただし、中山は「お亀島の由来を見ると、これも他の民俗と同じく、古く鮮魚の血を、エビス神に塗りつけて、報賽とする民俗が忘れられて、たゞエビス神の顔が。赤くなるといふことだけが、口碑に残つてゐたのを、事を好む者が附會して、斯かる説話にまとめたのではないかと思はれる。」と伝説の意味を読み解いている「中山 一九九〇 三九一―三九二」。民俗が忘れられて説話化していったとの論は、対象神仏が必ずしも蛭子ではないことから疑問が残る。しかもこれらの伝説の起源は近世であると考えられるのである。記録初出の万里が島では仁王、また『豊陽古事談』の「瓜生島久光島之考並地図」によるならば、地震後に神が津波が来ることを告げて歩いたが、その神は春日大明神あるいは住吉大明神とされている「瓜生島」調査団 一九七七 一九四」。初期の頃には、民間信仰的神が対象とはされていない。中山の論は古来の習俗が伝説に残されたということであるが、多くの伝説は近世的であり、古来の習俗との繋がりを現段階で認めることはできない。しかし、漁と関係の深い蛭子（恵比須）が予兆神として伝説の中で語られていることは、この伝説を持つていた、あるいは語られていた人たちが漁民であつたことを示唆していることは考えられるだろう。つまりこれらの

伝説には漁民が大きく関わっているということである。お亀磯の伝説を伝える『燈下録』において、中田村に子孫が実在することが記述されていたが、中田村は現在の小松島市にあたる。そして『小松島新風土記』によれば、藩政時代から明治三〇年頃までは、「根井（中田町根井）・元根井（小松島町元根井）・南根井（横須町）」の遠浅の砂浜海岸近くに漁村があつて、海岸では地曳網で魚をとつたり、海岸に漁船を置いたり、漁網を干したりしていた。」とあり「小松島市新風土記編纂委員会 二〇〇一 一四一」、漁村が広がつていたことがわかる。中田村も幕末から明治三〇年頃までは漁村であつた。『阿州奇事雑話』『阿波誌』では、現在の徳島市福島に神社を遷座させたことを記しているが、徳島市と小松島市は隣接し、「福島」と「中田村」は距離的に近い。お亀磯（亀島）は現在でこそ、行政区分として徳島市と小松島市に分れているが、どちらからもすぐ近くにあつた「島」なのである。

さらに『燈下録』では、「おかめ磯」の伝説の前に、「因に云、寛政の末の事なりしが、水連を学ぶ若冠十人計海士を導として此の磯に來りて海老、鮑の類を水裏に潜き入て岩間を探り取る。」「午刻過にかの海人某」との記述がある「元木 一九七六 四一八」。寛政の末の話とされているが、「海士」が「お亀磯」あたりで活動していることがわかる。先に紹介した『小松島新風土記』にある漁村では地引網が行われていたとされるが、寛政の頃には海士が活動していたのかもしれない。いずれにしても、少なくとも、お亀磯の伝説と漁民との関連性をみることはできるだろう。島の海没伝説が海民の移住や移住に伴う開村を正当化するために、伝説を成立させた可能性は否定できないということである。実際に島の海没が起こらなかつたとしても、これらを伝えた人たちにとっては、心意的史実なのである。

九、おわりに

「島」の海没伝承は、探せば他にもあるのかもしれないが、確認できたものは、高麗島（長崎）、対馬（長崎）、

万里が島（鹿児島）、瓜生島（大分）、仁尾町沖（香川）・お亀磯（徳島）、戸島（高知）・鯛の島（三重）・鴨島（島根）・冠島（京都）・七ツ島（石川）、直江津沖（新潟）である。この中で、本論で取り上げた形の伝説が確認できたのは、高麗島・対馬・万里が島・瓜生島・お亀磯であり、戸島には別の形の伝説が確認できる。戸島については稿を改めて論考するが、お亀磯や高麗島に伝わる伝説は、移民伝説として捉えられ、実際に古代から明治にかけて、海民の移動がさかんに行われていたことを史料からも裏付けた。

瓜生島では、島の海没で移民があったことが明らかであった。しかもそれを伝える伝承記録には伝説が採録されていない。岩瀬博が採録しているように、瓜生島に関しては、同型ではあるが複数の伝説が認められる。この問題は先に時代的問題として提示したが、移民の問題として捉えるならば、人の移住があり、その後に伝説が形成されたとみることもできるであろう。ただし瓜生島に関しては、それが漁民であったとの記述はみられない。瓜生島関連としてはもう一つ問題がある。久光島である。久光島も別府湾にあった島とされる。岩瀬博が複数の伝説を紹介しているが「岩瀬 二〇〇三」、久光島の海没が語られているものもある。瓜生島と同様に、島の神の顔を赤くしたためとされるが、原因は鶴見岳の噴火とされているのである。「岩瀬 二〇〇三 三」。しかし、気象庁の「気象統計情報」によると、鶴見岳の噴火は、記録上は貞観九年（八六七）後は、昭和二十四年（一九四九）となっている。久光島が海没したとされる頃の噴火は記録されていない。このことは、久光島の海没が実際の災害とは無関係に語られていたことを示しているといえるのではないか。久光島の存在も、そこに沈まなければならない人間側の何らかの理由があったことが推察されるのである。それが移民であったと考えられないか。「島」の伝説ゆえ、この伝説を持っていたのが漁民であったことは十分に考えられることである。

本論で取り上げている伝説では、その結びつく「事物」は現在では岩礁となってしまうとされるものもあるが、ほとんどの場合、「事物」そのものがなく、過去に起きた事象の記憶としての伝説との意味合いが強い。常光徹は

「伝説の発生と生命力が、多くの場合に信仰現象と密接に関わってきたのは紛れもない事実」と指摘する「常光一九九九 五三」。本論で取り上げた伝説の中心には神仏がある。その意味では事象を神仏の力に還元し、具現化した信仰の一つとすることができよう。また小池純一は「伝説」と「歴史」の中で、「歴史になりたがる説話としての伝説の性格を認め、その歴史を考えることは歴史意識の構成過程を探ること―歴史は暮らしのなかでどのように語られ、あるいは上演されるのか、そのリアリティーを支える道具立ての解明―への、つまりは歴史が立ち上がっていく場へのまなざしでなければならぬ。」と述べ「小池 一九九七 一一七―一一八」、義経主従をめぐる伝説のあり方を分析することで、義経伝説が「伝説を史実へと変換しようとする力を持っていた」「小池 一九九七 一二三」、「土地よりも移住、移動が可能な家に連なつて存在するという姿であった。」と述べる「小池 一九九七 一三〇」。小池の論は示唆的である。島の海没伝説が、史実ゆえに伝説があるのではなく、それを持つ漁民（海民）によつて伝説が語られることで、史実化したことを証左するためである。

本論は、二〇一二年六月二十三日に、萩原龍夫旧蔵資料研究会（現、史料と伝承の会）で、島の海没伝承を、単なる災害伝承として発表したときに、移民伝承としての性格もあるのではないかとの方向付けをいただき、再考してまとめたものである。研究会の皆さまには謝して御礼を申し上げます。

【参考文献】

- 石川県立郷土資料館編『海士・舩倉島史料』谷川健一編
『日本民俗文化資料集成 第四巻』三一書房。 宇佐美龍夫 一九七七『大地震』そしえて。
稲田洪二・小沢俊夫責任編集 一九八〇『日本昔話通観
第24巻 長崎・熊本・宮崎』同朋舎。 湾・瓜生島の謎』瓜生島』調査会。
岩瀬 博 二〇〇三『沈んだ島―大分県瓜生島伝説を中心に 越後頸城郡誌刊行会 一九六九『訂正越後頸城郡誌稿』豊

島書房。

太田敬太郎 一九三八 「能登志微解説」 石川縣圖書館協會

『能登志微』、『復刻』一九六九 『能登志微 下編』

石川県図書館協会。

香川県 二〇一三 a 「地震・津波被害想定（第一次公表）」

http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/tunami/jikouhyou/1-3tsunamisui_max.pdf

二〇一三 b 「地震・津波水位 市町村別想定図

三豊市」

http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/tunami/jikouhyou/sinsuisoutei_max/sityoubetu/mitoyo_max.pdf

香川県神職会 一九三八 『香川県神社誌下巻』 香川県神職

会。

笠井藍水訳 一九七六 佐野之憲著 『阿波誌』 歴史図書社。

加藤知弘 一九九七 「府内沖の浜港と「瓜生島」伝説」 『大

分県立芸術文化短期大学研究紀要』第三十五巻。

二〇〇四 「瓜生島と沖の島について」 『別府史談』 18、別府

史談会。

気象庁 「気象統計情報」 http://www.seisvol.kishou.go.jp/fukuoka/513_Tsurumidake_Garandake/513_index.html

久保 清 一九三四 久保清・橋浦泰雄 『五島民俗圖誌』 一

誠社。

郡司真一 一九七三 「序」 中島功 『五島編年史 上巻』 国

書刊行会。

小池純一 一九九七 「伝説」と「歴史」 『岩波講座 日本

文学史 第17巻 口承文学2・アイヌ文学』 岩波書

店。

小松島市史新風土記編纂委員会 二〇〇一 『小松島市新風

土記』 徳島県小松島市役所。

坂田邦洋 一九八一 「高麗島伝説」の考古学的検討」 『長崎

県生物学会』五島の生物（彦岐・対馬との対比）。

笹本正治 一九九八 「災害文化と伝承—長野県小谷村の土

石流災害と伝承—」 『京都大学防災研究所年報』 第

41号、B—2。

新編阿波叢書編集委員会 一九七六 「解説」 『新編阿波叢書

上巻』 歴史図書社。

須田千里 一九九五 「解題」 『本朝故事因縁集』 日野龍夫編

『京都大学蔵大惣本稀書集成』 第八巻、臨川書店。

清兵衛書肆 一九九五 『本朝故事因縁集』 日野龍夫編 『京

都大学蔵大惣本稀書集成』 第八巻、臨川書店。

藪部寿樹 二〇〇八 「村落内身分の地域類型と讃岐国詫間

荘」 『山形県立米沢女子短期大学紀要』 第43号。

二〇一〇 『日本の村と宮座—歴史的変遷と地域性

—』 高志書院。

武田明・守川慎一郎 一九七七 『日本の伝説』 16 阿波の

伝説』 角川書店。

常光 徹 一九九九 「伝説と昔話—伝説の三つの特徴—」

小松和彦・野本寛一編集 『講座日本の民俗学』 8

芸術と娯楽の民俗』 雄山閣。

中島 功 一九七三 『五島編年史 上巻』 国書刊行会。

中山太郎 一九九〇 「お龜磯由來記」『中山太郎歴史民俗シ

リーズ11 増補日本民俗学(上)』パルトス社(復刻 一九三〇 大岡山書店)

中村幸一 一九六九 「序」『訂正越後頸城郡誌稿』豊島書房。

仁尾町誌編さん委員会 一九八四 『新修仁尾町誌』ぎょうせい。

野口信為 一九七六 「附言」新編阿波叢書編集委員会『新

編阿波叢書 上巻』歴史図書社。

野地恒有 二〇〇八 「海の行動学」『日本の民俗 I 海と里』吉川弘文館。

林 英一 一九九七 『地藏盆―受容と展開の様式―』初芝文庫。

二〇〇八 「明治政府の近代化政策と地藏盆―地藏盆の成立をめぐる―」『日本民俗学』第二五四号。

二〇一三 「海に没んだ「島」の伝説―伝説の構造と成立―」『マテシス・ウニヴェルサリス』第十四巻第二号。

松岡良平 一九二三 「序」徳島県勝浦郡教育会編『勝浦郡志』(一九七二復刻 名著出版)。

宮本常一 一九七一 「梶田富五郎翁」『宮本常一著作集 第

10巻』未來社。

三好昭一郎・猪井達雄編 一九七五 『阿波の歴史』講談社。
元木芦洲 一九七六 『燈下録』新編阿波叢書編集委員会

『新編阿波叢書 上巻』歴史図書社。

森田平次 一九三八 『能登志徴 卷七』石川県圖書館協會
『能登志徴』(復刻)一九六九 『能登志徴 下編』

石川県圖書館協會)。

柳田国男 一九六九 「高麗島の傳説」『現代日本文學大系
20 柳田国男集』筑摩書房。

山本 節 二〇〇二 「島嶼陥没の伝承―九州の事例を中心に―」篠田知和基編集『神話・象徴・文学 II』楽浪書院。

山本尚明 二〇〇七 「瀬戸内海における自治体の津波危険度に関する考え方およびその対応について―香川県の場合―」『歴史地震』第22号歴史地震学会。

横井希純 一九七六 『阿州奇事雑話』新編阿波叢書編集委員会『新編阿波叢書 上巻』歴史図書社。

由谷裕哉 二〇〇七 「神仏分離後に語られた藩政期の神社と社僧―旧金沢市域の例から―」『宗教研究』三五三号。